

新設分割に係る事後開示書面

(会社法第811条第1項第1号及び同法施行規則第209条に定める書面)

2021年7月1日

株 式 会 社 白 洋 舎

株 式 会 社 レ ン テ ッ ク ス

2021年7月1日

新設分割に係る事後開示書面

東京都大田区下丸子2丁目11番8号
株式会社白洋舎
代表取締役社長 松本 彰

東京都大田区下丸子2丁目11番1号
株式会社レンテックス
代表取締役社長 宮本 弘明

株式会社白洋舎(以下「分割会社」といいます)は、2021年4月28日付で作成した新設分割計画書に基づき、2021年7月1日をもって、分割会社が営むダストコントロール事業(以下「本事業」といいます)を会社分割し、新設する株式会社レンテックス(以下「新設会社」といいます)に承継させる新設分割(以下「本件分割」といいます)を実行いたしました。

本件分割に関し、会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条並びに会社法第815条第3項第2号に定める開示事項は下記のとおりです。

記

1. 新設分割が効力を生じた日

2021年7月1日

2. 会社法第805条の2の規定による請求に係る手続きの経過

本件分割は、会社法第805条に基づく簡易新設分割に該当するため、同法第805条の2本文の規定の適用はありません。

3. 会社法第806条及び第808条の規定並びに第810条の規定による手続きの経過

(1) 反対株主の株式買取請求

本件分割は、会社法第805条の規定に基づく簡易新設分割に該当するため、会社法第806条の規定による手続は実施しておりません。

(2) 新株予約権買取請求権

本件分割に際して、会社法第808条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第808条の規定による手続は実施しておりません。

(3) 債権者保護手続

会社法第810条第2項及び第3項に基づき、2021年5月24日付の官報において公告するとともに、同日から電子公告の方法により公告しましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 新設分割により新設分割設立会社が新設分割株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新設会社は、効力発生日である2021年7月1日をもって、新設分割計画書の定めに従い、分割会社から本事業に関する権利義務を承継いたしました。

5. その他、新設分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上

別紙

新設分割に係る事前開示書面

別添のとおりです。

新設分割に係る事前開示書面

(会社法第803 条第 1 項および会社法施行規則第205 条に基づく書面)

2021年 5 月 24 日

株 式 会 社 白 洋 舎

新設分割に係る事前開示書面

東京都大田区下丸子2丁目11番8号

株式会社白洋舎

代表取締役社長 松本 彰

当社は、2021年4月28日付新設分割計画に基づき、2021年7月1日をもって新たに設立する会社（以下「株式会社レンテックス」といいます）に対して、当社のダストコントロール事業（以下「本事業」といいます）に関して有する権利義務の一部を承継させる新設分割（以下「本新設分割」といいます）を行うことといたしました。本新設分割に関して、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 本新設分割における新設分割計画書の内容

別紙「新設分割計画書」のとおりです。

2. 本新設分割に際して交付する株式の数またはその数の算定方法の相当性に関する事項

本新設分割により株式会社レンテックスは、普通株式60株を新たに発行し、その全てを当社に割当て交付します。

当社は本新設分割に際して設立会社が発行するすべての普通株式を取得しますので、設立会社が交付する株式の数については、当社が任意に定めることができると認められるところ、本新設分割の目的に鑑み、当社の完全子会社となる設立会社の適正かつ効率的な管理を行う上で、上記の数をもって相当であると判断いたしました。

3. 株式会社レンテックスの資本金及び準備金の額に係る定め相当性に関する事項

株式会社レンテックスの資本金及び準備金の額については、次のとおりです。

資本金の額：金 3,000,000円

準備金の額：会社計算規則第49条の規定に従い、当社が適切に定める

当社は本新設分割により設立する株式会社レンテックスの資本金及び準備金の額について、機動的かつ柔軟な資本政策を実現することを目的として、本新設分割により株式会社レンテックスが承継する資産等及び株式会社レンテックスの今後の事業活動等の事情を考慮し、会社計算規則及びその他公正な会計基準等を斟酌の上定めており、以上の額をもって相当であると判断いたしました。

4. 当社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重大な影響を与える事象について

・連結子会社の吸収合併

当社は、2021年1月1日を効力発生日として、当社の完全子会社であり連結子会社である信和実業株式会社を吸収合併いたしました。

(1) 取引の概要

①被結合企業の名称及び事業の内容

被結合企業の名称 信和実業株式会社

事業の内容 不動産事業、保険代理店事業及び商品販売事業

②企業結合日

2021年1月1日

③企業結合の法的形式

当社を存続会社、信和実業株式会社を消滅会社とする吸収合併

④結合後企業の名称

株式会社白洋舎

⑤その他取引の概要に関する事項

信和実業株式会社は、不動産事業、保険代理店事業及び商品販売事業を事業内容としておりますが、不動産事業、商品販売事業につきましては、当社事業と重複が見られることから、本合併により業務効率の改善を図るとともに、不動産事業を集約することで経営戦略として不動産戦略を遂行し、企業価値向上を目指そうとするものであります。

(2)実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。これにより、翌事業年度において抱合せ株式消滅差益399百万円及び固定資産売却益修正損77百万円他を特別損益に計上する予定であります。

・保険代理店事業の事業譲渡について

当社は、保険代理店事業を株式会社トータル保険サービスに2021年1月1日に事業譲渡いたしました。

(1) 事業分離の概要

①分離先企業の名称

株式会社トータル保険サービス

②分離した事業の内容

当社の保険代理店事業

③事業分離を行った主な理由

当社における事業の「選択と集中」、及びグループ全体の業務効率改善の観点から、保険代理店事業を事業譲渡いたしました。

④事業分離日

2021年1月1日

⑤法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金とする事業譲渡

(2)実施した会計処理の概要

①移転利益の金額

220百万円

②移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

移転した資産及び負債はありません。

③会計処理

受け取った現金を移転利益として認識しております。

(3)分離した事業が含まれていた報告セグメント

不動産セグメント

(4)当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高52百万円

営業利益32百万円

・多額な資金の借入

当社は、2021年3月25日開催の取締役会において、シンジケートローン契約を締結することを決議し、以下の通り資金の借入を致しました。

(1) 資金の使途 長期運転資金

(2) 借入先 株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社、農林中央金庫、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社関西みらい銀行、株式会社東日本銀行

(3) 借入金額 4,000百万円

(4) 借入金利 基準金利＋スプレッド

(5) 借入実行日 2021年3月31日

(6) 返済期限 2026年3月31日

(7) 返済期限 1年据置後約定返済、返済期限に1,600百万円返済

(8) 担保の有無 有

(9) 財務制限条項 有

・重要な資産の担保提供

上記の借入に伴い、建物875百万円及び土地1,005百万円を、新たに担保として提供いたしました。担保提供期間は、債務の履行を完了するときまでであります。

5. 本新設分割後における当社の債務の履行の見込みに関する事項

当社の2020年12月31日現在の貸借対照表における資産の額は28,845百万円、負債の額は23,328百万円、純資産の額は5,517百万円であり、その後これらの額に重大な変動は生じておりません。また本新設分割の効力発生日までに当社の資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予想されていません。

さらに、当社の本新設分割後の事業活動に関して、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生やその可能性は、現在のところ予想されておりません。

よって、本新設分割後においても、当社の債務の見込みに問題はないものと判断しております。

6. 本新設分割後における株式会社レンテックスの債務（本新設分割により株式会社レンテックスに承継させるものに限る）の履行の見込みに関する事項

本新設分割により、当社が新設する会社に承継させる予定の資産及び負債の額は、設立の日の前日予想で、それぞれ561百万円及び372百万円であり、資産の額が負債の額を上回る見込みです。

また、株式会社レンテックスの本新設分割後の事業活動に関して、株式会社レンテックスが負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事象の発生やその可能性は、現在のところ予想されておりません。

よって、本新設分割後においても、株式会社レンテックスの債務の見込みに問題はないものと判断しております。

7. 事前開示開始後の上記各事項の変更

本事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の内容をただちに開示いたします。

以上

別紙 1

新設分割計画書

別紙のとおりです。



新設分割計画書

株式会社白洋舎（以下「当社」という。）は、当社の営むダストコントロール事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務の一部を、新たに設立する株式会社（以下「新会社」という。）に承継させる新設分割（以下「本分割」という。）に関し、以下のとおり新設分割計画書（以下「本計画書」という。）を作成する。

第1条（新会社の定款で定める事項）

新会社の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数その他新会社の定款で定める事項は、別紙1「株式会社レンテックス定款」に記載のとおりとする。

第2条（新会社が本分割に際して交付する株式の数）

新会社は、本分割に際し、普通株式60株を発行し、そのすべてを当社に対して割当交付する。

第3条（新会社の資本金および準備金の額に関する事項）

新会社の成立の日における資本金および準備金の額は、以下のとおりとする。ただし、分割実施の結果、資本金の限度額との差額に誤差を生じ、積み立てるべき資本準備金の額と一致しないときは、一致する額を別途積み立てるものとする。

資本金の額：金 3,000,000円

準備金の額：会社計算規則第49条の規定に従い、当社が適切に定める

第4条（設立時取締役）

新会社の設立時取締役は、以下のとおりとする。

設立時取締役：宮本 弘明

第5条（新会社が当社から承継する権利義務に関する事項）

新会社はその設立の登記を行った日（以下「成立の日」という。）に、本分割により承継する資産、負債、雇用契約その他の権利義務は、別紙2「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。

- 2 前項に基づく本分割による当社から新会社に対する負債の承継は、すべて免責的債務引受の方法による。

第6条（分割期日）

新会社の設立の登記をすべき日（以下、「分割期日」という。）は、2021年 7月 1日とする。ただし、手続の進行上の必要性その他の事情により必要な場合は、当社の取締役

役会決議により、これを変更することができる。

第7条（株主総会）

本分割は、会社法第805条に定める簡易分割の規定により、当社において本計画書に関する株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

第8条（分割条件の変更等）

当社は、本計画書の作成後、成立日までに、天災事変その他の事由により当社の財務状態または経営成績に重大な変更が生じた場合その他本分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合は、本計画書を変更し、または本分割を中止することができる。

第9条（規定外事項）

本計画に定める事項のほか、本分割に関し必要な事項は、本分割の趣旨に従って、当社がこれを決定することができるものとする。

以 上

2021年4月28日

所在 東京都大田区下丸子二丁目11番8号

（甲）名称 株式会社 白洋舎

代表取締役 松本 彰



定 款

株式会社レンテックス

株式会社レンテックス 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社レンテックスと称し、英文では“RENTEx Co., Ltd.”と表記する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. モップ・マット等の製造、販売及びレンタル
2. 前号に附帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都大田区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、600株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(株式等の割当てを受ける権利を与える場合)

第8条 当社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）および新株予約権を引き受け

る者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨および引受けの申込みの期日は取締役の決定によって定める。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第9条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載または記録することを請求するためには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、もしくは記録された者またはその相続人その他の一般承継人が、当会社所定の書式による請求書に署名または記名押印し、当該請求書を当会社に提出しなければならない。

(質権の登録又は信託財産の表示)

第10条 当会社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するには、当会社所定の請求書に当事者が署名または記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第12条 当会社の株主および登録された質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所および印鑑を当会社に届出なければならない。届出事項に変更が生じたときも同様とする。

(基準日)

第13条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主または登録された質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告して、そのための基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

(招集手続)

第15条 株主総会を招集するには、株主総会の日の3日前までに、当該株主総会で議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、株主総会は株主の全員の同意があるときは招集手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、当会社の取締役社長がこれを招集する。ただし、当会社の取締役社長に事故があるときは、あらかじめ当会社の取締役社長が定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

- 2 株主総会の議長は、当会社の取締役社長がこれにあたる。当会社の取締役社長に事故があるときは、予め当会社の取締役社長が定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第18条 取締役または株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができる者に限る。）の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

- 2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 株主またはその法定代理人が代理人（当会社の株主に限る。以下同じ。）によってその議決権を行使するときは、当該株主もしくはその法定代理人、または代理人は当会社に対し、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第20条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第21条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(取締役の選任)

第22条 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期、または他の取締役の任期が満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第24条 当会社の取締役が1名である場合は、当該取締役を社長とする。

2 当会社の取締役が2名以上ある場合は、株主総会の決議によって代表取締役1名を選定する。この場合においては、当該代表取締役を社長とする。

3 前項の場合において、株主総会の決議により、取締役の中から、取締役会長、取締役副社長その他の役付取締役を選定することができる。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利

益については、株主総会の決議によってこれを定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第26条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第27条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載もしくは記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金を配当することができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第28条 当会社が株主に対し剰余金の支払提供をしてから満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第6章 附 則

(最初の事業年度)

第29条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和4年3月31日までとする。

(設立時取締役)

第30条 当会社の設立時取締役は次のとおりとする。

設立時取締役・設立時代表取締役 宮本 弘明

(定款に定めのない事項)

第31条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

承継権利義務明細表

本分割により、新会社が当社から承継する資産、負債、雇用契約その他の権利義務の明細は、下記のとおりとする。

なお、新会社が当社から承継する資産及び負債は、2020年12月31日現在の当社の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに分割期日の前日までの増減を加除した上で新会社に承継する。

記

第1 資産及び負債

1. 資産

① 現金 金 558,964円

② 分割期日の前日において本事業に属する一切の資産。ただし、別途当社が承継資産から除外する旨を指定したものであって、かつ、個別にまたは総体として重要でない資産を除く。

2. 負債

分割期日の前日において本事業に属する一切の負債。ただし、別途当社が承継負債から除外する旨を指定したものであって、かつ、個別にまたは総体として重要でない負債を除く。

3. 雇用契約以外の契約上の地位等

分割期日の前日において本事業に属する一切の契約（以下「承継契約」という。）に係る契約上の地位および当社が有する一切の権利義務。ただし、①本事業に従事するすべての従業員との間の雇用契約、②別途当社が承継契約から除外する旨を指定したものであって、かつ、個別にまたは総体として重要でない契約に係る契約上の地位、③前述の②の契約に基づき発生した一切の権利義務を除く。また、分割会社において既に発生している争訟における地位、効力発生日前の事由に基づき発生する第三者に対する不法行為債務その他の偶発債務は承継しない。

4. その他

- ① 分割期日の前日において当社が保有する本事業のみに係る知的財産権及びノウハウ並びにこれらの使用权及び実施権。
- ② 分割期日の前日において当社が保有している本事業に属する許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法律上承継が可能なものの一切。

第2 雇用契約上の権利義務

分割期日の前日において本事業に主として従事する従業員との間の雇用契約およびこれに付随する一切の権利義務。但し、別途当社が承継従業員から除外する旨を指定した者との間の雇用契約およびこれに付随する一切の権利義務ならびに、従業員に対する未払いの報酬、給与、賞与、退職金等分割期日の前日までに生じた雇用契約に基づく金銭債務を除く。

なお、当社における勤続年数は新会社において通算する。

以 上

